

2021年 9月16日

広島大学長
越智光夫殿

広島大学教職員組合
執行委員長 神野礼斉

10月1日制度改正事案について組合意見等（その2）

貴職の奮闘と当組合活動へのご理解とご協力に敬意を表します。

8月19日開催の表記協議の説明会を受け、8月24日付け組合意見等を申し上げましたが、9月8日協議において追加のご説明をいただきましたので、以下申し上げます。

1. 広島県の最低賃金の改定への対応について（令和3年10月1日施行予定）

10月1日から広島県の最低賃金が28円引き上げられて871円から899円となったことから、それを下回ることになる以下の職種の金額を引き上げのご提案です。

（契約職員）

- ・教育研究補助職員（1号俸） 899円→900円
- ・契約環境整備員（1号俸） 884円→900円
- 同（2号俸） 899円→905円
- ・契約用務員（1号俸）広島市 894円→905円
- 同 東広島市等 887円→900円
- ・契約病院調理員（1号俸） 884円→900円

（非常勤職員）

- ・フェニックス・ティーチング・アシスタント、事務補佐員、技術補佐員、
技能補佐員、臨時用務員 875円→900円

昨年度は改定されませんでしたでしたが、それまでは毎年のように最低賃金の改定がなされておりました。最低賃金より低い給与を改定することは当然ですが、このことにより、特に契約職員はこれまで各々差を設定されていた職種間の時給の差が近接してきております。また各号俸間の差も近接してきております。例として、上記の契約環境整備の1号俸、2号俸の差も15円からこの改定で5円に近接します。給与の差は、職務経験の差や職務内容の差に基づいていたわけであり、契約・非常勤職員全体のスライド的引き上げを求めます。繰り返しになりますが、このことはここ数年間主張しており、広島大学が

有能な職員を継続して雇用するためにも、引き続き大学側の真剣で迅速な対応を求めます。1～2月の交渉で契約・非常勤職員全体の引上げは継続交渉すると言われますので、今回10月時の最低賃金部分の改定は認めます。

2. 新年俸制の見直しについて

前回8月24日に申し上げた意見（以下）に沿い修正提案をいただきました。該当者の希望に応じて当該制度への切替え時期を一定の期間から選ぶことを可能とするという対応です。また、9月下旬に新年俸制適用者にオンライン説明会も開催されるということで混乱のない運用を期待します。

「(8/24 組合意見) 見直し適用は令和3年10月1日以降の採用者については問題ないが、令和3年9月30日現在の現構成員への変更は全体の30%を占める上位者S～Bランクに対して不利益が発生する。具体的には実数にして新年俸制は現在200人程度適用ということであり、計算すると約30%の上位ランク60名に不利益が発生する。なお、全体の約70%を占めるC区分等への変更には問題がない。年俸制が旧、新、見直し後の新と3つ発生し、将来的には事務作業の煩雑を避けるため、新年俸制の号俸一本化はやむを得ないとするとしても、移行期間を設ける等の工夫が必要となるかもしれない。」

この改定により、新年俸制は基本年俸のつくりが月給制と同じになり、月給制よりも優位である点は優秀者S～B区分の業績年俸の割り増し分のみという理解をいたしました。しかし、その新年俸制における優秀者への増額分原資は「当面、従来の優秀者加算財源、競争的資金等の間接経費の一部を当てることを検討」とのことです。従来の優秀者加算枠は全ての賞与良好（標準）ランクから夏季冬季それぞれ0.03か月控除して得られた金額です。目的外に使用することには異議ありとします。そしてそれゆえ原資の不安定さも否めません。

また、制度として月給制があるのだから、新年俸制に移行したとしても、再び月給制の選択も可能とすることが利用者にとっては安心できる運用というものではないかと考えます。

(その他) 規則本文に関する説明要望

(1) 規則内に「学術研究員」を赤字で追記されています。当該職名に関してはこの4月1日に制度化されましたが実態が明らかではありません。その後の状況をご説明ください。

(2) 19ページ～23ページの今回設定される年俸制（Ⅱ）職員本給表を拝見すると以下のように読み取りとれます。制度変更の大きな趣旨と具体の規則内の

記載との整合性が不明ですので、今一度ご説明願います。

- ・基本年俸額は現行から変更なし。
- ・業績年俸額（基準額）が以下のとおり変更がある。そのため年額の増加は以下。

2級：約 9,000～17,000 円の増加

3級：約 29,000～43,000 円の増加

4級：約 34,000～47,000 円の増加

5級：約 90,000～220,000 円の増加

(3)月給制と新年俸制（Ⅱ）を比較した場合について、職員本給表を用いて説明してください。ある一部の具体の級・号俸における対比で構いません。

3. 給与支給日の変更について

8/24 付け当組合の意見を取り入れ、構成員への広報等を工夫されたとのことで異議ありません。

以上